

委託業務仕様書

1 業務名

こどもの居場所づくり支援体制強化モデル事業

2 目的

本事業は、多様な背景を持つ子どもや若者等に対し、安全安心な居場所と多様な体験活動の機会等を提供するため、NPO 法人等が創意工夫して行う居場所づくりの取組に対し、効果的な支援方策等を検証することを目的とする

3 委託期間

契約締結から令和8年2月28日(土)まで

4 委託上限額

100万円(消費税及び地方消費税を含む)

業務委託料には次のものを含むものとする

- (1) 支援スタッフへの謝金
- (2) 軽食の提供にかかる経費、学習支援にかかる経費、事務用品等
- (3) ボランティア行事保険等の保険料
- (4) イベントにかかる経費
- (5) その他事業の実施に必要と認められる経費

5 業務内容

- (1) 受託者が開設・運営する「こどもの居場所」において、下記のアからエまでの趣旨に応じた取組を実施し、支援ニーズの把握や課題を検証する

ア 児童福祉施設等の既存のリソースを活用し、地域の子どもや様々な課題を抱える子どもが自分の意志でアクセスでき、自由に過ごせる居場所を設置する

イ 多様な背景をもつ子どもに対して、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、心のケア、相談対応等の包括的な支援を提供する

ウ 様々な分野の専門家による学びや体験活動の実施

エ 子ども食堂のボランティアや地域の商店街等とのイベント共同実施など、地域住民との交流活動を実施

※ウ、エは状況に応じて実施

- (2) こどもの居場所は定期的に実施し、1 回あたり2時間以上、週3回を目安に実施すること

6 事業実施報告書の作成

次の内容を含んだ報告書を作成し提出すること。

上記5に定める業務実施内容及び実績、運営上の工夫及び課題。

※把握した課題に係る分析・考察、検討の経過等も含め詳細に記載すること。

※提出は10月(中間報告)と3月の2回とする。詳細は別途お知らせ。

7 その他

- (1) 受託者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は受託した業務を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、業務を効率的に行うために必要がある場合には、あらかじめ書面を市に提出し、承諾を得た上で再委託できるものとする。
- (3) 受託者は本業務を遂行するうえで、関係諸法令を遵守しなければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施中に生じた疑義については、北九州市受託者双方による協議のうえ決定する。